

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	始良市 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務として次の手続きを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労等の状況より児童の保育の必要性を認定し、認定証を発行 ・住民税の課税状況により利用者負担額(保育料)及び副食費免除の可否を決定 ・世帯の状況、税情報、生活保護の受給状況、保育の必要性等の確認 <p>始良市は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の申請の受理及び審査 ・教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の申請に対する応答 ・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理 ・教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の変更申請の受理及び審査 ・教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の変更申請に対する応答 ・教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の職権による変更に係る事実についての審査 ・教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の職権による変更に対する応答 ・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の取消しに係る事実についての審査
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity住民基本 ・総合福祉 WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども台帳、施設等利用給付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表の127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報を照会できる根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕第2条の表155の項及び第157条 <p>(特定個人情報を提供できる根拠) なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 子どもみらい課
②所属長の役職名	子どもみらい課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>福祉部子どもみらい課</p> <p>住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地</p> <p>電話番号: 0995-66-3111</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部子どもみらい課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号: 0995-66-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 黒木 ひろ子	子育て支援課長 田代 眞一郎	事後	平成28年4月1日付け人事異動による
平成29年6月2日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【各手続の根拠】 子ども・子育て支援法第20条、第22条、第23条、第24条 子ども・子育て支援法施行令第3条 子ども・子育て支援法施行規則第2条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第16条	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の94の項	事後	法令上の根拠の修正
平成29年6月2日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 116の項	【情報提供の根拠】 法別表第二 なし 【情報照会の根拠】 法別表第二 116の項 法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の2	事後	法令上の根拠の追記、修正
平成30年5月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 田代 眞一郎	子育て支援課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の94の項 【各手続の根拠】 子ども・子育て支援法第20条、第22条、第23条、第24条 子ども・子育て支援法施行令第3条 子ども・子育て支援法施行規則第2条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第16条	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第68条	事後	法令上の根拠の追記
令和1年9月27日	1. 特定個人情報を取り扱う事務	Acrocity子ども子育て支援システム	総合福祉 WEL+	事前	システム切り替えに伴う修正
令和2年6月29日	評価書名	始良市 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育に係る給付認定に関する事務 基礎項目評価書	始良市 “子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの
令和2年6月29日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	始良市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育に係る給付認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	始良市は、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの
令和2年6月29日	1 関連情報1 特定個人情報を取り扱う事務①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どもための教育・保育に係る給付認定に関する事務	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの
令和2年6月29日	1 関連情報1 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	施設等利用給付認定申請書提出後に係る申請に対し、世帯状況を加味した上で支給認定を行い、保育所・認定こども園の利用調整を実施するとともに各世帯に応じた保育料を決定する。保育所については、費用徴収及び未納世帯へ保育料の納付を促す。 始良市は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理及び審査 ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に対する応答 ・子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理 ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理及び審査 ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に対する応答 ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査 ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に対する応答 ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査 ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取扱いに係る応答	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務として次の手続を行っている。 ・保護者の就労等の状況より児童の保育の必要性を認定し、認定証を発行 ・住民税の課税状況により利用者負担額(保育料)及び副食費免除の可否を決定 ・世帯の状況、経済情報、生活保護の受給状況、保育の必要性等の確認 始良市は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の申請の受理及び審査 ・教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)及び施設等利用給付認定の申請に対する応答 ・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理 【以下略】	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの
令和2年6月29日	1 関連情報2 特定個人情報ファイル名	施設入所児童台帳	子ども台帳、施設等利用給付台帳	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの
令和2年6月29日	1 関連情報5 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部 子育て支援課	保健福祉部 子どもみらい課	事後	組織改編に伴うもの
令和2年6月29日	1 関連情報5 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	子育て支援課長	子どもみらい課長	事後	組織改編に伴うもの
令和2年6月29日	1 関連情報7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部子育て支援課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111	保健福祉部子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和2年6月29日	1 関連情報8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部子育て支援課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111	保健福祉部子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 子どもみらい課	福祉部 子どもみらい課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	福祉部 子どもみらい課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第68条	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表の127の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第68条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更
令和6年7月12日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 法別表第二 なし 【情報照会の根拠】 法別表第二 116の項 法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の2	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日外デジタル庁、総務省令第九号) 第2条の表155の項及び第157条 (特定個人情報を提供できる根拠) なし	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日外デジタル庁、総務省令第九号)による変更